

議案第22号

守谷市職員の勤務時間，休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

守谷市職員の勤務時間，休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年3月3日提出

守谷市長 松丸修久

令和 年 月 日 原案決

議案	頁数
22号	1

守谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例  
(守谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 守谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年守谷町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に改める。

第15条第1項中「市規則で定める者」の次に「(第17条の2第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第17条の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第2条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年守谷市条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第2号及び第3号中「第9条第3項」を「第9条第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

議案	頁数
22号	2

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後のこの条例の第8条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案	頁数
22号	3

## 提案理由（議案第22号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、令和6年8月に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」を受けて、国家公務員において人事院規則及び通知が改正されたことに伴い、仕事と生活の両立支援の拡充に対応するため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
22号	4

守谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正	現 行
<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第8条の3 （略）</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして市規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり</p>	<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第8条の3 （略）</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして市規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり</p>

議案	22号
页数	5

参考資料

，並びに第2項

及び  
前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が，市規則で定めるところにより，当該子を養育」とあるのは，「第15条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）のある職員が，市規則で定めるところにより，当該要介護者を介護」と，第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と，第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 （略）

（介護休暇）

第15条 介護休暇は，職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）），父母，子，配偶者の父母その他市規則で定める者（第17条の2第1項において「配偶者等」という。））で負傷，疾病又は老齢により市規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため，市長が，市規則の定めるところにより，職員の申出に基づき，要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに，3回を超えず，かつ，

，第2項中「3歳に満たない子のある職員が，市規則で定めるところにより，当該子を養育」とあり，及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が，市規則で定めるところにより，当該子を養育」とあるのは，「第15条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）のある職員が，市規則で定めるところにより，当該要介護者を介護」と，第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と，第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 （略）

（介護休暇）

第15条 介護休暇は，職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）），父母，子，配偶者の父母その他市規則で定める者  
で負傷，疾病又は老齢により市規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため，市長が，市規則の定めるところにより，職員の申出に基づき，要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに，3回を超えず，かつ，

22号	議案
6	页数

参考資料

通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2から3（略）

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実

通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2から3（略）

（新設）

（新設）

議案	22号
页数	7

参考資料

施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備  
に関する措置

議案 22号	頁数 8
-----------	---------

参考資料

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(定義)</p> <p>第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。</p> <p>(2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。</p> <p>(3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(定義)</p> <p>第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。</p> <p>(2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。</p> <p>(3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。</p>

22号	議案
9	页数

参考資料

(4) (略)

(4) (略)

参考資料

議案 22号	頁數 10
-----------	----------